

第 8 0 号議案

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定め るものに基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提 供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設 及び同条第10項の規定による公示がされ たものに限る。） 次号及び第 4 号に掲 げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略) (特別利用教育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、特 定教育・保育には特別利用教育を、施設型 給付費には特例施設型給付費を、それぞれ 含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定め るものに基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提 供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設 及び同条第11項の規定による公示がされ たものに限る。） 次号及び第 4 号に掲 げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略) (特別利用教育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、特 定教育・保育には特別利用教育を、施設型 給付費には特例施設型給付費を、それぞれ 含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び

第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____

_____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。